



株式会社 昭和真空
証券コード：6384

第67回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

場所 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号
もり
杜のホールはしもと 多目的室
(ミウィ橋本8階)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

「インターネット及び書面（郵送）による議決権行使期限」
2025年6月23日（月曜日）午後5時20分まで

株主総会ご出席の株主さまへお土産の
ご用意はございません。何卒ご理解賜
りますようよろしくお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決
定の件

■ 招集ご通知

証券コード 6384
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

神奈川県相模原市中央区田名3062番地10

株式会社 **昭和真空**

代表取締役 田中 彰一
執行役員社長

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.showashinku.co.jp/ir/stockholders_meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。また、議決権の事前行使を行う場合は2025年6月23日（月曜日）午後5時20分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時〔受付開始予定時刻 午前9時10分〕

場所 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号

もり

杜のホールはしもと 多目的室（ミウィ橋本 8階）

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項 報告事項 1. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項に記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類における連結注記事項
 - ② 計算書類における注記事項したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

日 時 2025年6月23日（月曜日）午後5時20分到着分まで

2. インターネットで議決権をご行使される場合

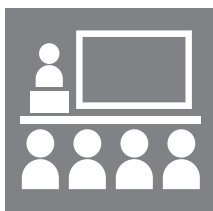


議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日 時 2025年6月23日（月曜日）午後5時20分まで

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定の上、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1

QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書副票（右側）に記載の
「ログイン用QRコード」を読み取る。



2

議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の
選択画面が表示されるので、
議決権行使方法を選ぶ。

3

各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって
各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

議決権行使書副票（右側）



「ログイン用QRコード」は
こちら

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1

議決権行使サイトにアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(証券関係者向け) 本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合
は「本サイト利用のID」をご入力ください。

本サイト利用のID

上記記載内容をご入力される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

「次の画面へ」

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続き係)へ

なお、本サイトは午前2時30分から午前4時30分までの間、保守・点検のための期間に停止させて
いただきますこととあらかじめご了承ください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



2

お手元の議決権行使書用紙の
副票（右側）に記載された「ログインID」
及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード または仮パスワード (半角)

「ログイン」をクリック

パスワードを変更される場合は、ログイン
パスワードをご入力の上、「パスワード」

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されております。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「パスワード初動化の届出書」を印刷し必
要事項をご記入の上、三菱UFJ信託銀行証券代行部宛にご郵送ください。

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

☎0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1 **配当財産の種類**
金銭といたします。
- 2 **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき70円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は435,984,570円となります。
- 3 **剰余金の配当が効力を生じる日**
2025年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会の運用に柔軟性を持たせるために現行定款第14条（招集権者および議長）の株主総会における議長を社長から代表取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 （条文省略）	第1条～第13条 （現行どおり）
（招集権者および議長） 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては、 <u>社長</u> が議長となる。 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、代行者が議長となる。	（招集権者および議長） 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては、 <u>代表取締役</u> が議長となる。 <u>代表取締役に事故があるときは</u> 、あらかじめ取締役会において定めた順序により、代行者が議長となる。
第15条～第50条 （条文省略）	第15条～第50条 （現行どおり）

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おまた くにまさ 小俣 邦正 1952年11月3日生 再任	1976年 8 月 当社入社 1986年 5 月 当社取締役 1986年10月 当社代表取締役社長 2016年 6 月 当社代表取締役執行役員社長 統括及び内部監査室長 2025年 4 月 当社代表取締役執行役員会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 董事長 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事長 〔選任理由〕 小俣邦正氏は、代表取締役執行役員社長、上海子会社2社の董事長の任務等を通じ、当社グループの事業活動に関する豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。	582,100株
2	たなか しょういち 田中 彰一 1962年9月28日生 再任	1985年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社取締役執行役員 管理本部長兼経営管理部長 2020年 4 月 当社取締役執行役員 管理本部長兼経理部長 2024年 6 月 当社取締役執行役員常務 管理本部長兼経理部長 2025年 4 月 当社代表取締役執行役員社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 副董事長 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 副董事長 〔選任理由〕 田中彰一氏は、取締役執行役員常務、代表取締役執行役員社長を歴任し、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。	10,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ふゆつめ とし ゆき 冬爪 敏之 1967年12月26日生 再任	1992年 4 月 株式会社金沢村田製作所入社 2017年10月 株式会社村田製作所 高周波デバイス事業部 SAW技術開発部長 2022年 4 月 同社品質保証統括部 信頼性技術センタ担当部長 2022年 9 月 当社入社執行役員技術副本部長 2023年 4 月 当社執行役員技術本部長 2023年 6 月 当社取締役執行役員技術本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社エフ・イー・シー 取締役 〔選任理由〕 冬爪敏之氏は、主に技術本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。	4,000株
4	たきもと まさ ゆき 瀧本 昌行 1974年11月17日生 再任	1997年 4 月 当社入社 2020年 4 月 当社営業部長 2022年 4 月 当社執行役員営業副本部長兼営業部長 2022年11月 当社執行役員営業副本部長兼営業部長 兼サービス部長 2023年 4 月 当社執行役員営業副本部長兼営業部長 2024年 4 月 当社執行役員営業本部長兼営業部長 2024年 6 月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事 〔選任理由〕 瀧本昌行氏は、主に営業本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。	5,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	すぎやま しげ き 杉山 茂紀 1969年12月21日生 新任	2005年 7 月 当社入社 2020年 4 月 当社経営企画室長 2021年 6 月 当社人事総務部長 2024年 4 月 当社執行役員管理副本部長兼人事総務部長 2025年 4 月 当社執行役員管理本部長兼経営企画部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事 〔選任理由〕 杉山茂紀氏は、主に管理本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。	4,000株
6	あらかわ とし あき 荒川 俊明 1975年5月25日生 新任	1998年 4 月 当社入社 2023年 3 月 当社生産管理部長 2023年 4 月 当社生産部長兼生産管理部長 2024年 4 月 当社執行役員生産副本部長兼生産管理部長 2025年 4 月 当社執行役員生産本部長兼生産管理部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 〔選任理由〕 荒川俊明氏は、主に生産本部の業務執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しており、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、見識などから適任であると判断し、取締役候補者となりました。	4,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
7	たかはし ひろ ひさ 高橋 明久 1976年7月26日生 新任 社外	2004年10月 株式会社アルバック入社 2010年 7 月 同社千葉超材料研究所研究室長 2017年 7 月 同社超材料研究所研究室長 2019年 7 月 同社技術企画室長 2020年 1 月 同社戦略企画室長 2023年 7 月 同社戦略企画室従業員理事 2024年 7 月 同社執行役員及びアルバック・ファイ株式 会社取締役（現任） 〔選任理由及び期待される役割〕 高橋明久氏は、株式会社アルバックにおいて執行役員、アルバック・ファイ株式会社において取締役を務めるなど、経営上求められる判断力、知見などを有しております。これらの経験及び見識から、当社の経営全般に的確な助言と監督を頂く上で適任であり、職務を適切に遂行していただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。	一株
8	やまもと まさ こ 山本 雅子 1951年10月3日生 再任 社外 独立	1991年 4 月 麻布大学獣医学部助教授 2000年10月 相模原市文化財保護審議会委員（現任） 2005年10月 麻布大学獣医学部教授 2006年 4 月 日本先天異常学会評議員 2011年 4 月 麻布大学学長補佐 2012年 6 月 麻布獣医学園法人理事 2014年 4 月 内閣府食品安全委員会農薬専門調査会専門 委員 2016年 1 月 相模原市人事委員会委員（現任） 2017年 4 月 麻布大学名誉教授 2018年 6 月 当社取締役（現任） 〔選任理由及び期待される役割〕 山本雅子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、永年大学教授として培われてきた学識や豊富な知見を有し、また、学園理事として組織運営にも携わった経験から、独立した客観的な立場から、引き続き当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としました。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
9	あさ み ゆき ひこ 浅見 行彦 1957年1月2日生	1980年4月 相模原市入庁 2011年4月 相模原市教育環境部長 2012年4月 相模原市人事委員会事務局長 2016年4月 相模原市会計管理者 2017年4月 相模原市視覚障害者情報センター所長 2019年4月 相模原市民ギャラリー館長 2022年6月 当社取締役（現任） 〔選任理由及び期待される役割〕 浅見行彦氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、永年公務員として培われてきた豊富な経験と幅広い見識を有しております。独立した客観的な立場から、引き続き当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。	一株
	再任 社外 独立		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋明久、山本雅子及び浅見行彦の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は山本雅子氏及び浅見行彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本株主総会にて取締役に選任いただいた後に、引き続き独立役員に指定する予定です。
3. 山本雅子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 浅見行彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 高橋明久氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社アルバックの執行役員及びアルバック・ファイ株式会社の取締役であります。
6. 高橋明久、山本雅子及び浅見行彦の各氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、その保険料を全額当社が負担しております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2025年12月28日に同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス（第67回定時株主総会終結後の予定）

氏名	地位	特に期待する分野／経験・スキル					
		企業経営	製造 技術開発	営業 マーケティング	グローバル (国際性)	財務会計	法務 コンプライアンス
小 俣 邦 正	代表取締役 執行役員会長	○		○	○		
田 中 彰 一	代表取締役 執行役員社長	○				○	○
冬 爪 敏 之	取締役執行役員 技術本部長	○	○	○			
瀧 本 昌 行	取締役執行役員 営業本部長 兼営業部長	○		○	○		
杉 山 茂 紀	取締役執行役員 管理本部長 兼経営企画部長	○				○	○
荒 川 俊 明	取締役執行役員 生産本部長 兼生産管理部長	○	○		○		
高 橋 明 久	取締役（社外）	○	○	○			
山 本 雅 子	取締役（社外）	○					○
浅 見 行 彦	取締役（社外）	○				○	○
金 子 奈津樹	監査役						○
佐久間 豊	監査役（社外）						○
田 本 広 明	監査役（社外）					○	

※上記一覧は、全ての経験・スキルを記載するものではなく、特に期待する分野を3つまで記載しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
み わ たに 三輪谷さくら 1983年7月25日生 社外	2008年 8 月 横山泰夫税理士事務所 入所 2011年 6 月 税理士登録 2021年11月 税理士法人バイオレット 社員税理士（現任） 〔選任理由〕 三輪谷さくら氏は、長年にわたり税理士として豊富な経験と実績を積んでおり、業務執行の監査に求められる判断力、知識などを有することから、補欠監査役候補者としました。	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者三輪谷さくら氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、その保険料を全額当社が負担しております。三輪谷さくら氏が社外監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額40,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）いたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものいたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ

直近取引日の終値)を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することいたします。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名(うち社外取締役3名)となります。また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件

とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員

の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

本議案が承認されることを条件に、以下のとおり変更することを2025年5月16日開催の取締役会にて決議しております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう配慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。当社取締役の報酬は、金銭による固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、予め定められた固定報酬のみを支払うこととする。

(2) 取締役の役員報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の役員報酬は、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランスなどを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。取締役の役員報酬は月額に分割し、毎月支給する。個人別の報酬額は、代表取締役を基準とした役位別の指数に基づき決定するものとする。

(3) 取締役の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結当期純利益を掲げ、指標の一定割合を賞与として毎年一定

の時期に支給することとする。株主への利益配当の原資となる最終利益の確保が重要であるとの考えから、連結当期純利益を業績指標として選択する。業績指標については、適宜見直しをおこない、指標としての適性を確認し、要すれば見直すこととする。

非金銭報酬等は、取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限の解除を退任時とする譲渡制限株式を、原則として毎年一定の時期に付与する。付与する譲渡制限付株式の個数は取締役会にて決定する。

- (4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬の支給割合は、一定の算式に基づき、業績応じて変動する仕組みとする。非金銭報酬等の割合は、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランスなどを考慮しながら総合的に勘案して決定する。

- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の額の決定である。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレの沈静化などを背景に地域による異なりはあるものの緩やかな回復基調となりました。しかしながら地政学リスクの長期化や、中国不動産市場の停滞など不安定要素もあり、不確実性の高い状況で推移しました。

わが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策効果もあり緩やかな回復が続いていますが、不安定な国際情勢、エネルギー価格の高騰に伴う物価の上昇、アメリカの政策動向による影響など、世界経済の下振れがわが国経済を下押しするリスクが続きました。

当社グループを取り巻く経営環境を見ると、主要取引先の電子部品メーカーにおける在庫調整は進展しているものの、その長期化の影響により生産回復のペースは依然として緩やかに推移しており、設備投資に対しては、各電子部品メーカーともに自社製品の需要変動を見据えた慎重な姿勢が継続しました。

こうした環境の中、当社グループは、国内外デバイスメーカーの生産状況や次世代製品開発動向の把握に努め、適時に適切な製品提案をするとともに、顧客からのサンプル作製依頼や顧客との共同開発に積極的に取り組むことで、電子部品メーカーを中心とした新規先からの受注を獲得しました。また、既存の顧客である一部の国内外水晶デバイスメーカーより大口受注を獲得するとともに、海外光学メーカーからも前期に続き大口受注を獲得しております。

生産面では、受注残及び受注予定案件を見据えた生産体制を整えるなど効率的な生産に努めましたが、顧客事情などによる納品スケジュールの後倒しや、一部製品において物流の遅延が発生したこと等により、売上に軽微な影響を及ぼしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高は102億68百万円（前年同期比52.1%増）、売上高は84億80百万円（同13.6%増）となりました。

損益につきましては、経常利益 8 億37百万円（前年同期比243.6%増）、親会社株主に帰属す

る当期純利益 5 億 61 百万円（同 242.0% 増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

①真空技術応用装置事業

真空技術応用装置事業の受注高は 79 億 58 百万円（前年同期比 90.1% 増）、売上高は 57 億 45 百万円（同 14.1% 増）、セグメント利益は 9 億 95 百万円（同 86.6% 増）となりました。

業界別の状況は以下のとおりです。

（水晶デバイス装置）

水晶デバイス業界においては、世界のスマートフォン出荷台数が回復基調にある中、水晶デバイスメーカー各社の在庫調整も概ね正常化しました。また、自動車の電動化・自動運転化の進展や、1 台あたりの搭載デバイス数の増加を背景に、車載向け水晶デバイスの需要拡大が見込まれております。こうした環境のもと、水晶デバイスメーカーの設備稼働率は回復傾向となり、加えて、米中関係の影響による生産拠点の多様化に伴い、一定の受注を確保することができました。売上に関しては、一部製品において物流の遅延が発生したことなどにより納品スケジュールが後倒しとなる案件がありました。

水晶デバイス装置の受注高は 35 億 92 百万円（前年同期比 352.6% 増）、売上高は 14 億 76 百万円（同 20.2% 減）となりました。

(光学装置)

光学業界においては、スマートフォンを含む最終製品の需要は回復基調にあるものの、デバイスメーカー各社の設備投資は、依然として低調に推移しました。このような環境の中で、当社は第1四半期に続き、第4四半期においても海外メーカーよりスマートフォンのカメラレンズ向け増産設備として大口受注を獲得いたしました。売上に関しては、一部製品において物流の遅延が発生したことや、顧客の設備導入準備の遅延などにより納品スケジュールが後倒しとなる案件がありました。

光学装置の受注高は27億88百万円（前年同期比41.8%増）、売上高は26億20百万円（同79.6%増）となりました。

(電子部品装置・その他装置)

電子部品業界においては、新規先を含め様々な用途に向けた営業を行うとともに、顧客との共同開発や顧客からのサンプル作製依頼に積極的に取り組むことを通じて引合い案件の増加に努め、新規先からの受注を獲得しました。しかしながら、第3四半期以降は、引合い案件の受注時期が後ろ倒しとなる傾向が強まりました。売上に関しては、顧客の設備導入準備の遅延などにより納品スケジュールが後倒しとなる案件がありました。

電子部品装置・その他装置の受注高は15億76百万円（前年同期比10.5%増）、売上高は16億48百万円（同4.5%減）となりました。

②サービス事業

サービス事業においては、ユーザーに対する定期的な稼働状況の確認を通じて潜在ニーズの掘り起こしを図るとともに、顧客への生産性向上に向けた提案を積極的に推進いたしました。その結果、装置の改造工事受注、保守・メンテナンス受託、消耗品販売などにおいて安定した受注を獲得することができました。売上に関しては、光学デバイスメーカーの生産性向上ニーズに対応した大口の改造工事案件が寄与いたしました。

サービス事業の受注高は23億10百万円（前年同期比9.9%減）、売上高は27億34百万円（同12.7%増）、セグメント利益は7億53百万円（同11.0%増）となりました。

セグメント別受注高・売上高の状況

(単位：百万円)

	当 期 受 注 高			当 期 売 上 高		
		構成比	前期比		構成比	前期比
		%	%		%	%
真空技術応用装置事業						
水晶デバイス装置	3,592	35.0	452.6	1,476	17.4	79.8
光学装置	2,788	27.2	141.8	2,620	30.9	179.6
電子部品装置	1,576	15.4	110.5	1,648	19.4	95.5
その他装置	—	—	—	—	—	—
真空技術応用装置事業計	7,958	77.5	190.1	5,745	67.7	114.1
サービス事業						
改造工事	692	6.7	65.2	1,116	13.2	120.7
部品販売	1,120	10.9	123.4	1,120	13.2	123.4
修理・その他	496	4.8	83.7	496	5.9	83.7
サービス事業計	2,310	22.5	90.1	2,734	32.3	112.7
合 計	10,268	100.0	152.1	8,480	100.0	113.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、当社の開発部門を中心に 2 億73百万円実施しております。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

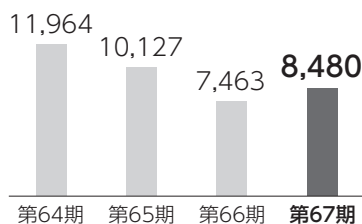
特に記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

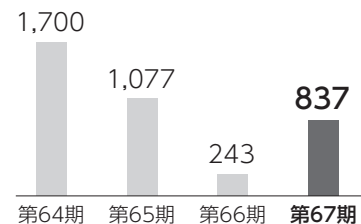
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第64期 2022年3月期	第65期 2023年3月期	第66期 2024年3月期	第67期 (当期) 2025年3月期
売上高	(百万円)	11,964	10,127	7,463	8,480
経常利益	(百万円)	1,700	1,077	243	837
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,240	779	164	561
1株当たり当期純利益	(円)	201.35	126.61	26.67	91.17
総資産額	(百万円)	17,398	15,467	14,334	15,451
純資産額	(百万円)	11,057	11,519	11,397	11,590

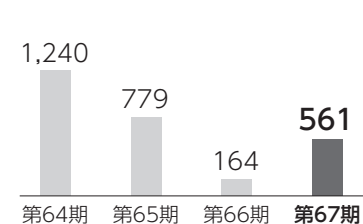
■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



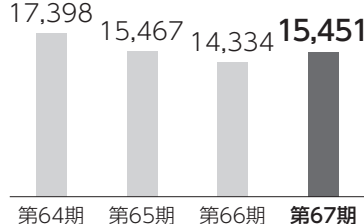
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



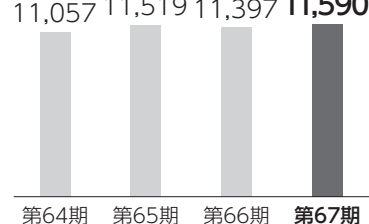
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産額 (百万円)



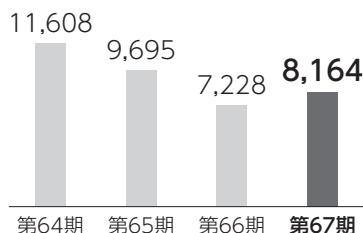
■ 純資産額 (百万円)



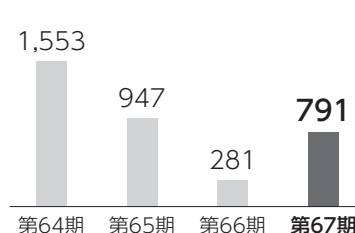
② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第64期 2022年3月期	第65期 2023年3月期	第66期 2024年3月期	第67期 (当期) 2025年3月期
売上高	(百万円)	11,608	9,695	7,228	8,164
経常利益	(百万円)	1,553	947	281	791
当期純利益	(百万円)	1,140	686	201	533
1株当たり当期純利益	(円)	185.26	111.54	32.78	86.54
総資産額	(百万円)	16,438	14,439	13,418	14,327
純資産額	(百万円)	10,385	10,687	10,543	10,540

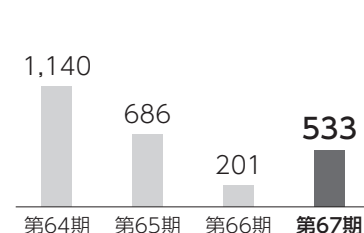
■ 売上高 (百万円)



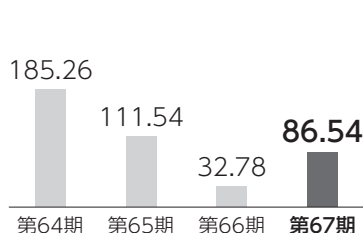
■ 経常利益 (百万円)



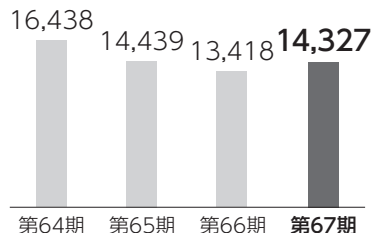
■ 当期純利益 (百万円)



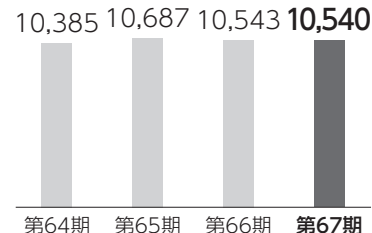
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産額 (百万円)



■ 純資産額 (百万円)



(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
昭和真空機械（上海）有限公司	4,400千米ドル	100%	真空技術応用装置の製造・販売
昭和真空機械貿易（上海）有限公司	400千米ドル	100%	真空技術応用装置の販売・サービス・メンテナンス
株式会社エフ・イー・シー	12,000千円	100%	非接触駆動伝達機構の製造・販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、真空技術をキーテクノロジーとして電子部品用薄膜形成装置を開発・製造し、電子部品・光学部品メーカーに販売しております。

当社グループを取り巻く環境を見ると、実証実験から商用導入フェーズへの移行が見込まれるローカル5Gを含めた5Gの本格普及、AIやAR・VR・MR機器市場の拡大、次世代自動車（電動化・SDV・自動運転技術）等の着実な進展等により、今後も高精度な電子部品需要の増加が見込まれます。これらは、当社の主要取引先である電子部品・光学部品メーカーにとって次世代製品開発による新しい技術や価値を創造する流れとなり、当社グループのキーテクノロジーである真空技術の応用範囲拡大につながるものであります。

こうした中、当社グループが、高品質のカスタムメイドの真空装置を提供し、持続的に成長していくために必要なことは、顧客に寄り添い真のニーズを把握し、技術を磨き、装置開発につなげていくことです。そのために顧客からの依頼実験やサンプル作製依頼に対し、一つひとつ丁寧に心をこめて行動することで、経営方針である「成長するニッチ市場にフォーカス」、「技術力による差別化と独自性の発揮」を実現し、水晶及び光学デバイス分野での競争力を高めるとともに、新たなニッチトップ分野の確立を目指してまいります。

また、当社グループは、『社会と共に持続可能な発展を遂げるため、経営理念の一つである、「我々の存在が世の中を豊かにするためにお役に立つこと」を実践し、キーテクノロジーである「真空技術」を通じて社会に貢献し、社会から必要とされ続ける企業であることを目指す』というサステナビリティ基本方針に基づき、特定したマテリアリティ（重要課題）に関する様々な取

り組みを実施し、社会課題の解決を推進しております。

さらに、当社グループは、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、ROE10%以上を目標とし、収益基盤強化による業績向上、安定的な株主還元の継続を目指してまいります。

（５）企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは真空技術応用装置関連製品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する水晶デバイス製造装置、光学部品製造装置、電子部品製造装置等の開発、製造、販売を行っております。

品 目	主 要 製 品
水晶デバイス装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、エッチング装置、真空アニール炉、真空圧入装置
光学装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、A L D装置
電子部品その他装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、イオンプレーティング装置、エッチング装置、液晶注入装置、真空排気装置

（６）企業集団の主要な拠点等

- ① 営業所 ： 当社（神奈川県相模原市）
- ② 国内生産拠点 ： 当社（神奈川県相模原市）、株式会社エフ・イー・シー（埼玉県狭山市）
- ③ 海外生産拠点 ： 昭和真空機械（上海）有限公司
- ④ 海外販売拠点 ： 昭和真空機械貿易（上海）有限公司

（７）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
236名	7名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名	6名減	44.8歳	18.9年

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	50,000千円
株式会社きらぼし銀行	30,000千円
株式会社山梨中央銀行	20,000千円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	13,800,000株
② 発行済株式の総数	6,499,000株
③ 株主数	6,307名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アルバック	1,329,500株	21.35%
小俣 邦正	582,100株	9.35%
有限会社小俣興産	341,440株	5.48%
小俣 佳子	160,000株	2.57%
株式会社三菱UFJ銀行	145,000株	2.33%
池谷 誠一	118,100株	1.90%
日本生命保険相互会社	115,200株	1.85%
株式会社みずほ銀行	96,000株	1.54%
昭和真空従業員持株会	84,652株	1.36%
小俣 みつこ	80,000株	1.28%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (270,649株) を控除して計算しております。

2. 当社は「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」といいます。) が当社株式63,300株を所有しております。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小 俣 邦 正	代表取締役執行役員社長 総括及び内部監査室	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 董事長 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事長
市 川 正	取締役執行役員専務 生産本部（生産部・資材部・生産管理部）	昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事
田 中 彰 一	取締役執行役員常務 管理本部（人事総務部・経理部・経営企画室）	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事
冬 爪 敏 之	取締役執行役員 技術本部（技術部・開発部・品質保証部）	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事
瀧 本 昌 行	取締役執行役員 営業本部（営業部・サービス部）	昭和真空機械（上海）有限公司 董事 昭和真空機械貿易（上海）有限公司 董事
岩 井 治 憲	取締役	株式会社アルバック 執行役員
山 本 雅 子	取締役	
浅 見 行 彦	取締役	
金 子 奈津樹	常勤監査役	株式会社エフ・イー・シー 監査役
佐 久 間 豊	監査役	弁護士
田 本 広 明	監査役	株式会社アルバック 監査室長

- (注) 1. 取締役のうち岩井治憲、山本雅子及び浅見行彦の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐久間豊及び監査役田本広明の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役山本雅子、取締役浅見行彦及び監査役佐久間豊の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役田本広明氏は、株式会社アルバックの経理部長の経験から財務及び会計に関する知見を有しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬（役員賞与）で構成されており、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たって、取締役会決議に基づき個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任された代表取締役執行役員社長の小俣邦正が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2018年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1998年6月26日開催の第40回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき代表取締役執行役員社長の小俣邦正（総括及び内部監査室担当）が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の役員報酬及び各取締役の役員賞与の個人別の額の配分です。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	145,388	89,388	56,000	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	6,000	6,000	—	—	1
社外取締役	4,800	4,800	—	—	2
社外監査役	3,000	3,000	—	—	1

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には無報酬の取締役及び監査役は含まれておりません。
3. 期末現在の人員数は取締役8名、監査役3名であります。

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として親会社株主に帰属する当期純利益を掲げ、指標の一定割合を役員賞与として毎年一定の時期に支給しております。株主への利益配当の原資となる最終利益の確保が重要であるとの考えから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として選択しております。

当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1.（2）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岩井治憲氏は、株式会社アルバックの執行役員を兼職しています。また、監査役田本広明氏は、株式会社アルバックの監査室長を兼職しています。なお、当社は株式会社アルバックとの間に製品仕入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	岩 井 治 憲	2024年6月26日就任以降開催された取締役会13回のうち9回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 本 雅 子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	浅 見 行 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐 久 間 豊	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会10回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	田 本 広 明	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 また、当事業年度に開催された監査役会10回のうち10回に出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役岩井治憲氏は、株式会社アルバックにおいて、執行役員として培われた、経営上求められる判断力、知見などにより、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。取締役山本雅子氏は、永年大学教授として培われた学識や豊富な知見や学園理事として組織運営に携わった経験により、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。また、取締役浅見行彦氏は、永年公務員として培われた豊富な経験と幅広い見識により、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びその子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,883千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,883千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、昭和真空機械（上海）有限公司、昭和真空機械貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 上記以外に、当連結会計年度において、前連結会計年度の監査に係る追加報酬の額が1,344千円あります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るため「昭和真空グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び従業員が日常の業務遂行において遵守すべき事項を定める。
- ② 役員及び関連部署の代表者からなるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、社内教育等を通じて、その周知徹底を図っていくこととする。
- ③ 社長直轄の内部監査室が社内規程の遵守状況、管理システムや事業活動の妥当性・効率性等について内部監査を実施し、具体的な解決策についての助言を行うこととする。
- ④ コンプライアンス違反については、「通報制度規程」を定め、内部窓口に加え、経営陣から独立、かつ匿名性を担保した外部窓口を設置し、通報された事案については、リスク・コンプライアンス委員会が、公正かつ適正に職務が遂行できるように対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる以下の情報（電磁的記録を含むものとする）の保存及び管理は、法令、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に行うこととする。

- ・ 株主総会議事録
- ・ 取締役会議事録
- ・ 経営会議議事録
- ・ 稟議書
- ・ 計算書類
- ・ その他取締役が決定する情報

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を制定し、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していくこととする。また、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備することとする。

- ・ 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
- ・ 役員・従業員の不適切な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- ・ 基幹情報システムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
- ・ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、社内規程において、組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- ② 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会又は社長から業務の委嘱を受け、権限移譲された範囲の業務執行に関し責任を負う。
- ③ 当社は、取締役会から授権された範囲で、執行役員及び社長が指名する役職員で構成された経営会議により、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討、決定を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関連会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告するものとする。
- ② 昭和真空グループに属する会社間の取引は、法令、その他の社会規範に照らし、適正な処置を講ずるものとする。
- ③ 代表取締役、業務執行を担当する取締役及び経営企画室は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備をするよう指導することとする。
- ④ 当社は、「リスク管理規程」を定め子会社も適用範囲とすることにより、子会社のリスク

についても網羅的・総括的に管理していくものとする。

- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとする。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のリスク・コンプライアンス委員会事務局に報告する体制とする。
- ⑦ 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合には、必要に応じて取締役及び監査役が意見交換を行った上で、速やかに配置することとする。

(7) 当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 当該従業員は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行うこととする。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得るものとする。
- ② 当該従業員が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び担当取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合には必要な支援を行うこととする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役に対して法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
- ② 内部監査室は、常勤監査役に対して、内部監査の状況について報告しなければならないも

のとする。

- ③ 取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ④ 常勤監査役は、重要な会議等には出席できるものとする。
- ⑤ 不正行為又は法令に違反する重大な事実等に関し、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が通報できる仕組み（内部通報制度）を構築する。
- ⑥ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるものとする。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務監査の策定等を求めることができるものとする。
- ② 監査役会は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有する。
 - ・ 会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議事内容の決定。
 - ・ 会計監査人の選任・解任に関する取締役会の議案の内容の決定。
- ③ 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、事前に監査役が報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については、監査役の事前承認を要するものとする。

(11) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- ① 反社会的勢力による不当要求には、社長以下組織全体として対応すべく、「昭和真空グループ企業倫理行動指針」等の社内規則においてその対応の明文化を図るものとする。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ④ 反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うものとする。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- ⑦ 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定された内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役執行役員社長の指揮の下、適切な内部統制を整備・運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。以下の具体的な取り組みを行うことを通じて、内部統制システムの実効性を向上させております。

① 重要な会議の開催状況

取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成されております。当事業年度において、取締役会を17回開催し、各議案について十分な審議や取締役の業務執行状況の報告が行わ

れ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等からなる経営会議を原則月2回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。経営会議では、子会社の定例報告がなされ、子会社の業務の適正の確保に努めております。取締役会、経営会議において継続的に経営上のリスクの識別と分析を実施し、その対応について検討しております。また、必要に応じて諸規程や業務の見直しを実施しております。

② リスク・コンプライアンス管理に関する取り組み

当社は、リスク管理に関する当社規程や体制を整備してリスク管理を行っております。想定されるリスクの性質に応じ、それを所管する部署の部署長の責任と権限を明確化し、対象事案の性質、影響及び緊急度に応じて関連部署の協働のもとで柔軟な対応を図っております。

コンプライアンス意識の徹底を図るため、入社時に教育を実施するほか、定期的に教育を実施しております。内部監査室は、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目とし、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、防止対策の策定、全社への注意喚起を実施しております。

③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しました。

④ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。当事業年度において監査役会を10回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において17回開催された取締役会への出席のほか、経営会議その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務執行の状況を監査しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。業績の伸

張度に応じた安定的な経営基盤の確保及び財務体質の健全性維持を勘案しつつ、配当性向30～40%を目安としながら、株主資本配当率（DOE）の観点も取り入れて、配当水準の向上と安定化を目指していくこと、剰余金の配当は年1回（期末配当）とすることを基本方針としております。

内部留保につきましては、経営環境の変化に対応すべく、コスト競争力を高め、生産設備並びに技術開発体制の強化に備えるとともに、今後の事業展開に向け有効に活用していく所存です。

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当の決定機関につきましては、期末配当については株主総会とし、中間配当をする場合については取締役会とする予定です。

<当期の剰余金の配当>

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2025年3月31日を基準日とする配当金は、1株当たり70円といたしたく存じます。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	11,725,302	流動負債	2,910,860
現金及び預金	4,978,440	支払手形及び買掛金	565,494
受取手形	9,813	電子記録債務	703,547
電子記録債権	475,143	リース債務	7,246
売掛金	3,464,223	未払費用	210,636
商品及び製品	745	未払法人税等	303,101
仕掛品	2,143,234	前受金	675,519
原材料及び貯蔵品	364,266	賞与引当金	243,501
その他	290,856	役員賞与引当金	56,000
貸倒引当金	△1,422	製品保証引当金	69,000
固定資産	3,726,096	工事損失引当金	32,700
有形固定資産	3,149,555	その他	44,113
建物及び構築物	898,152	固定負債	950,293
機械装置及び運搬具	139,412	社債	450,000
土地	1,970,562	長期借入金	100,000
リース資産	15,167	リース債務	11,333
建設仮勘定	52,741	退職給付に係る負債	258,317
その他	73,519	株式給付引当金	55,407
無形固定資産	69,991	長期未払金	75,235
リース資産	1,723	負債合計	3,861,154
その他	68,268	純資産の部	11,590,245
投資その他の資産	506,550	株主資本	11,012,716
投資有価証券	173,248	資本金	2,177,105
繰延税金資産	241,440	資本剰余金	2,793,805
その他	92,843	利益剰余金	6,351,075
貸倒引当金	△981	自己株式	△309,269
資産合計	15,451,399	その他の包括利益累計額	577,528
		その他有価証券評価差額金	98,325
		為替換算調整勘定	431,329
		退職給付に係る調整累計額	47,873
		純資産合計	11,590,245
		負債純資産合計	15,451,399

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	8,480,131	
売上原価	5,802,408	
売上総利益	2,677,722	
販売費及び一般管理費	1,885,447	
営業利益	792,274	
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,594	
受取賃貸料	2,159	
保険配当金	18,905	
受取保険料	20,000	
為替差益	12,816	
その他	6,474	73,951
営業外費用		
支払利息	1,679	
支払保証料	1,538	
組合投資損失	24,703	
その他	767	28,689
経常利益	837,536	
特別損失		
固定資産除却損	1,201	1,201
税金等調整前当期純利益	836,334	
法人税、住民税及び事業税	315,967	
法人税等調整額	△41,564	274,403
当期純利益	561,931	
親会社株主に帰属する当期純利益	561,931	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,177,105	2,793,805	6,225,128	△313,430	10,882,608
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△435,984		△435,984
親会社株主に帰属する当期純利益			561,931		561,931
株式給付信託による自己株式の処分				4,161	4,161
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	125,946	4,161	130,107
当期末残高	2,177,105	2,793,805	6,351,075	△309,269	11,012,716

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	203,420	301,172	10,776	515,370	11,397,978
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△435,984
親会社株主に帰属する当期純利益					561,931
株式給付信託による自己株式の処分					4,161
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△105,095	130,156	37,096	62,158	62,158
連結会計年度中の変動額合計	△105,095	130,156	37,096	62,158	192,266
当期末残高	98,325	431,329	47,873	577,528	11,590,245

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

■ 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	9,826,676	流動負債	2,797,550
現金及び預金	3,692,540	支払手形	43,155
受取手形	4,159	買掛金	455,084
電子記録債権	475,143	電子記録債務	703,547
売掛金	2,903,036	リース債務	7,246
原材料	294,274	未払金	4,992
仕掛品	2,164,877	未払費用	181,974
貯蔵品	7,432	未払法人税等	300,819
未収入金	40,290	前受金	674,844
その他	244,921	賞与引当金	230,082
固定資産	4,500,591	役員賞与引当金	56,000
有形固定資産	3,044,083	製品保証引当金	69,000
建物	827,881	工事損失引当金	32,700
構築物	33,718	その他	38,103
機械装置及び運搬具	136,940	固定負債	989,450
工具、器具及び備品	70,653	社債	450,000
土地	1,906,980	長期借入金	100,000
リース資産	15,167	リース債務	11,333
建設仮勘定	52,741	退職給付引当金	297,593
無形固定資産	43,630	株式給付引当金	55,407
ソフトウェア	36,466	長期未払金	75,115
リース資産	1,723	負債合計	3,787,000
その他	5,440	純資産の部	
投資その他の資産	1,412,877	株主資本	10,441,941
投資有価証券	25,609	資本金	2,177,105
関係会社株式	320,679	資本剰余金	2,793,805
出資金	2,955	資本準備金	2,553,975
関係会社出資金	565,424	その他資本剰余金	239,830
長期貸付金	124,080	利益剰余金	5,780,300
繰延税金資産	316,982	その他利益剰余金	5,780,300
破産更生債権等	971	別途積立金	309,780
その他	57,147	繰越利益剰余金	5,470,520
貸倒引当金	△971	自己株式	△309,269
資産合計	14,327,267	評価・換算差額等	98,325
		その他有価証券評価差額金	98,325
		純資産合計	10,540,267
		負債純資産合計	14,327,267

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,164,261
売上原価		5,820,848
売上総利益		2,343,412
販売費及び一般管理費		1,607,100
営業利益		736,312
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,075	
受取賃貸料	2,159	
保険配当金	18,905	
受取技術料	10,520	
受取保険料	20,000	
為替差益	17,985	
その他	6,987	83,633
営業外費用		
支払利息	1,685	
支払保証料	1,538	
組合投資損失	24,703	
その他	273	28,200
経常利益		791,745
特別損失		
固定資産除却損	1,201	1,201
税引前当期純利益		790,543
法人税、住民税及び事業税	315,395	
法人税等調整額	△58,248	257,147
当期純利益		533,395

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,177,105	2,553,975	239,830	2,793,805	309,780	5,373,108	5,682,889	△313,430	10,340,369
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△435,984	△435,984		△435,984
当期純利益						533,395	533,395		533,395
株式給付信託によ る自己株式の処分								4,161	4,161
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	—	—	97,411	97,411	4,161	101,572
当期末残高	2,177,105	2,553,975	239,830	2,793,805	309,780	5,470,520	5,780,300	△309,269	10,441,941

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	203,420	203,420	10,543,790
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△435,984
当期純利益			533,395
株式給付信託による自己株式の処分			4,161
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△105,095	△105,095	△105,095
事業年度中の変動額合計	△105,095	△105,095	△3,522
当期末残高	98,325	98,325	10,540,267

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社昭和真空
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口 宗夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社昭和真空の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭和真空及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社昭和真空
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 宗 夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 絹 代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭和真空の2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内外子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社昭和真空 監査役会

常勤監査役 金子 奈津樹 ㊟

監査役
(社外監査役) 佐久間 豊 ㊟

監査役
(社外監査役) 田本 広明 ㊟

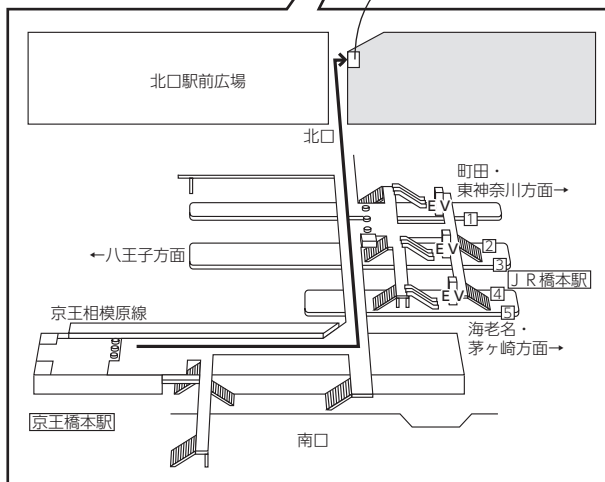
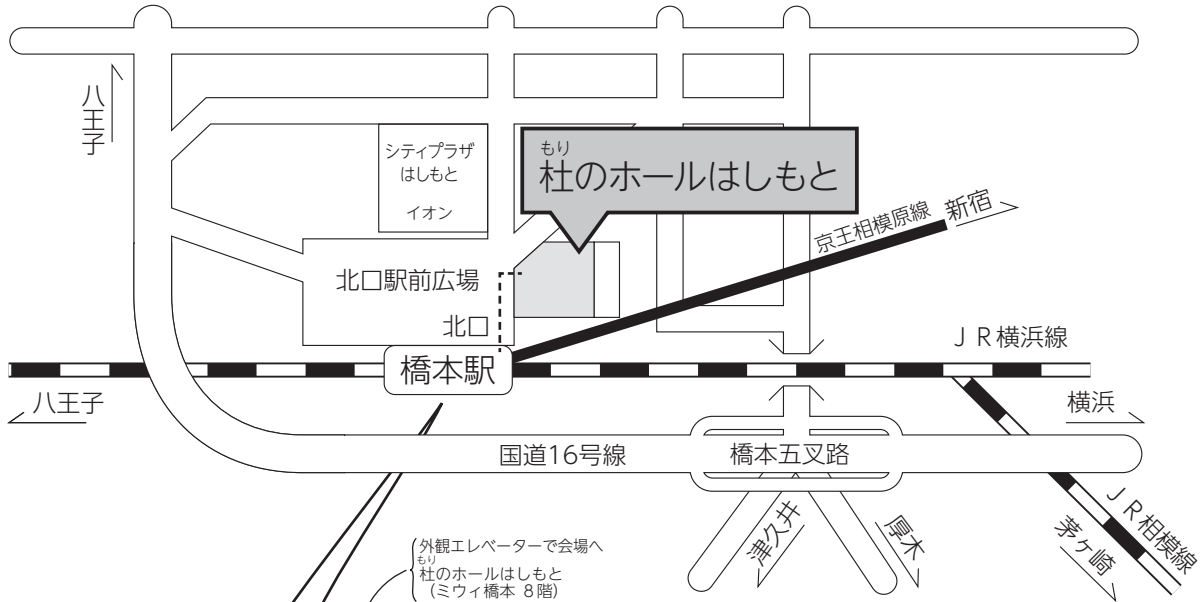
以上

株主総会会場ご案内図

もり

杜のホールはしもと 多目的室（ミウィ橋本 8階）

神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号 TEL 042-775-3811



交通手段

JR横浜線 } 橋本駅北口より 徒歩 1 分
JR相模線 }

京王相模原線 橋本駅より 徒歩 3 分

お願い：駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。